

別紙

20240319保局第1号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年4月2日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）、冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）、特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和6年4月2日から施行する。

[削る]
[削る]
[削る]

(2) [略]

第 28 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO804 (2022) ベローズ形伸縮管継手の基準又は KHKSO805 (2022) フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第 39 条関係

本条第 1 項第 2 号に規定する「在宅酸素療法の液化酸素」であって、法第 20 条の 5 第 1 項に基づき、本条第 2 項に規定する販売業者等がその購入する者等に周知しなければならない基本的事項は、「JMG-HOT0001」(一般社団法人日本産業・医療ガス協会、令和 4 年 4 月 1 日制定)によるものとする。なお、これに伴い「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」(平成元年 11 月 8 日付け元保安第 69 号)は廃止する。

第 57 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO804 (2022) ベローズ形伸縮管継手の基準又は KHKSO805 (2022) フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第 78 条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

ただし、第 66 条第 1 項第 15 号に規定する製造施設によって高圧ガスを製造する事業所(石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。)にあっては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、保安企画推進員に選任されている者が保安統括者、保安技術管理者、保安主任者又は保安係員の代理者の 1 と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2 以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする(兼務する事業所の数にあっては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提であることに留意すること。)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第 2 条関係

いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。

する。

- ② 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 13 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号ロを準用する。
- ③ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 14 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号イを準用する。
- ④ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 19 号については、冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号を準用する。

(2) [略]

第 28 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO803 (2014) 可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

[新設]

第 57 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO803 (2014) 可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第 78 条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第 2 条関係

いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。